

通級教室教員 **石原真由美** (いしはら まゆみ)

今月のテーマ

通級教室の教育条件改善を！ ～埼玉の事例から

通級による指導（以下、通級教室）は、通常学級に在籍しながら障害に応じた特別の指導を行う場です。1993年制度化され、2006年の改正で言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などが対象となり、2017年度には、児童生徒数は2007年度の2.4倍、109,000人です。2017年度、国は義務標準法の一部を改正し、都道府県または指定都市ごとに児童生徒13人につき教員1人を算定する基準を新設しました。この基準の新設は通級教室の充実を図ることからいえば十分とはいえませんが、教員1人で20人～30人の児童を担当する状況が各地で生まれるなか、児童生徒・保護者からも教員からも待ち望まれたものでした。こうしたなか、埼玉県教育委員会は、2019年9月1日付で「通級による指導の教員配置要綱」（以下、要綱）をだしました。

通級教室の役割を軽視する要綱

国の算定基準では、児童生徒1人～13人に教員1人、14人～25人に教員2人です。ところが、要綱では教員1人が25人まで担当することになります。県教委は「1人1時間で週25人を担当できる計算」としていますが、それは不可能です。ていねいな指導を行うためには、これまで積み上げてきた一人ひとりの障害

に応じた特別な指導の計画立案と準備、指導、記録等の時間が必要だからです。これらが継続できないとなれば質の低下につながり、通級指導を希望する児童生徒が減少することは明らかです。なぜ国の定めた算定基準を下回る要綱を出す必要があるのでしょうか。

また、県教委が「申請人数の多いところから担当者を配置する」としたため、今年度より多い人数を集め申請した市があります。教員が配置されず教室が消失すると危惧したからです。必要な教員数を確保しても2020年度は多くの児童を指導することになります。指導を隔週にする、児童生徒1人当たりの時間数を減らす、放課後も担当するなどの状況が生じます。

さらに県教委は「通級指導教室を大事にしたい。本採用教員を置きたい」としていますが、「13人以下では配置しない」「今年度教員がついたとって、人数が減ってしまえば次年度は存続しない」としています。これでは毎年、児童生徒の獲得競争にさらされ、安定した通級教室の運営と児童生徒への指導が難しくなります。結果、本採用の教員を置くことができず、教員の専門性は担保されなくなっていくます。

市町村を超えて「空白地帯」に設置？

県教委は「今年度に配当された担当者数をも

通級による指導の教員配置要綱 小中人事課、義務教育指導課

<中略>

6、加配教員を配置する市町村教育委員会の決定時期・方法等

(1) 12月から1月下旬

前年度実績において、下記の配置基準により、各市町村の合計の児童生徒数に対して人数の多い順に、8割程度の人数を配置決定する。配置する市町村(学校)については、見込調査の結果・就学支援委員会の結果等を総合的に勘案する。……

表 配置基準

「加配教員1人当たりの児童生徒数(各市町村から提出された申請書に計上された児童生徒数)」

教員数	難聴・言語障害		発達障害・情緒障害	
	小学校	中学校	小学校	中学校
1人	20人～25人	13人～25人	13人～25人	13人～25人
2人	26人～45人	26人～38人	26人～38人	26人～38人
3人	46人～65人	39人～51人	39人～51人	39人～51人

とに、8割の担当者を12月に決定し、残りの2割は全県を見て空白地帯に設置する」「市町村をまたいで、通級教室に通うこと、担当者が巡回することも可能にする」としています。しかし、山間部など公共交通機関が十分に整備されていない地域では、自家用車がなければ往復に時間がかかる等、現実的に不可能です。

また、空白地帯にいきなり設置しても児童生徒は集まりません。なぜなら、通常学級担任や校内コーディネーターが慎重に言葉を選び、子ども・保護者と信頼関係を結び、その上でようやく通級を話題に出し、子ども・保護者の気持ちが動き、通級担当者となつなるといふ、それぞれの学校で子どもを真ん中にしたプロセスと努力があつてこそ成り立つものだからです。

年度途中からの制度改変による格差と混乱

年度途中からの制度改変により、申請書類の締切が例年の1月から12月10日に前倒しされました。そのため、通級教室継続への危機感の度合いによって、市町村での対応がわかれ、就学支援委員会開催が追いつかない問題が発生しました。早くから対策をたて臨時に就学支援委員会を開いたところ、例年通りの日程ですすめたところ、うちの町では人が集められないとあきらめ、各家庭に「来年度は他市の通級に通

いませんか」と声かけをしたところもありました。ある市では、12月の申請時点での希望者数を基に配置された担当者は1人でした。2月になり次年度の希望者数が大幅に増えたことがわかりましたが、担当者は増えず、1人で26人を担当する事態が発生しました。また、別の町では、5人の児童が通っていた町で唯一の教室が、次年度は開設されないこととなりました。

ニーズに応える制度の整備を

県教委は今回の要綱の目的を「担当人数の少ない教室と多い教室との格差をなくすため、全県的に見て空白地帯をなくすため」としていますが、これまで述べたようにすでに破綻していることは明らかです。

特別支援教育は「子どものニーズに合った教育」を掲げ、通級教室はその要となる役割を担います。一方的な制度改悪によって「指導の充実」が阻まれるのは問題です。通常学級で学ぶ支援を必要とする児童生徒は年々増加し、これまで以上に、一人ひとりの子どもへのていねいな指導と保護者との信頼関係を積み上げていくことが大切です。そうしたニーズに応える制度の整備こそが必要で、国・地方自治体はその先頭に立ち、通級教室の算定基準の改善及び教育条件の整備等を図ることを強く求めます。